

取引所取引に係る約定取消しルールの制定について

平成19年4月25日
株式会社 名古屋証券取引所

I. 趣旨

証券取引においては、一度成立した約定は取り消されることがなく、決済まで行われることが大前提となっており、こうした決済の確実性は証券市場の信頼性の源の一つでもある。

しかしながら、通常想定し得ない規模の約定が過誤により成立し、長期にわたって決済が行われなくなる場合には、証券市場の機能が麻痺し、大きな混乱を招く事態となり得る。

日本証券業協会に設置された「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」の報告書（平成18年11月）において、誤発注により約定が行われた取引の取消しに係るルールの整備について、証券取引所において具体的な方策が早期に確立されることを求めることとされ、これを受けて、全国の証券取引所は、誤注文に係る約定取消しルールの整備に向けた実務的な検討を行うため、全国の証券取引所及び取引参加者の実務担当者による「取引所取引に係る約定取消しルールに関する検討ワーキング」を共同で設置した（平成18年11月）。

その後、当該ワーキングを6回にわたり開催し、過誤により長期にわたって決済が行われなくなる可能性が極めて高く市場が著しく混乱すると考えられる場合に限り、一度成立した約定を取り消す制度の導入について検討を進め、取引所取引に係る約定取消しルールの概要をとりまとめた。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 約定取消しルールにおける基本的な考え方	・ 一度約定が成立した取引は、市場の公正性及び連続性の確保の観点から、原則として取り消されるべきではなく、約定取消しルールは、誤発注に係る約定により、円滑な決済の履行が極めて困難となる等、市場が著しく混乱すると考えられる場合にのみ適用されることとする。	
2. 約定の取消し (1) 約定取消しの可能性 周知のための売買停止	・ 約定取消しを行う際には、その可能性を周知するため、事前に売買停止を行う。	

項目	内容	備考
(2) 売買停止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤発注により、上場株式数の 10%を超える約定が成立した場合に売買を停止する。 ・ 上記の基準を満たさない場合においても、取引所が特に必要と認める場合においては、売買停止を行うことができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買いの誤発注である場合も売買停止の対象とする。 ・ 転換社債型新株予約権付社債券（以下「CB」という。）については、20 億円を超える約定が成立した場合に売買を停止する。
(3) 他市場・派生商品の売買	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しの可能性周知のための売買停止が行われた場合においても、重複上場している他の取引所においては、売買停止を行わないこととする。 ・ 株券を売買停止した場合においても、当該銘柄を原商品とする CB については、売買停止を行わないこととする。 	
(4) 約定取消しの申請等の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しの可能性の周知のための売買停止が行われた場合、円滑な決済を行うことが極めて困難と判断される場合には、取引参加者は、売買停止後 60 分以内に、約定取消し申請を取引所に行うことができることとする。 ・ 取引参加者の取消し申請の対象は、上場株式数の 20%超の誤発注による約定が成立した場合を原則とし、同 10%超 20%以下の約定の成立により売買停止が行われた場合には、当該銘柄が特殊な状況（例えば、公開買付が実施されており、流通する株式が極端に少ないうえに大株主からの借株による調達も困難である場合など）にあると認められる場合に限り、取引所への申請を行うことができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消し申請を行わない場合は、その旨の申告を行うこととする。 ・ CB については、20 億円を超える約定が成立した場合に取消し申請の対象とする。
(5) 申請受付の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消し申請を受けた場合又は約定取消しを行わない旨の申告を受けた場合、取引所は速やかにその内容を取引参加者に通知し、公表する。 ・ 売買停止後 60 分経過しても取引参加者からの申請等がなかった場合は、取引所はその旨を公表する。 	

項目	内容	備考
(6) 約定取消しの判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式数の 20%超の誤発注による約定が成立し、約定取消しの申請を受けた場合、取引所は、取引参加者に対して、決済資金や決済物件の調達の可能性等に関するヒアリングを行い、決済不履行の可能性が高いと判断した場合には、約定の取消しを決定する。 ・ 上場株式数の 10%超 20%以下の誤発注による約定が成立し、約定取消しの申請を受けた場合、取引所は、上記ヒアリングにおいて、決済不履行の可能性が高いと判断し、かつ、当該銘柄が特殊な状況（例えば、公開買付が実施されており、流通する株式が極端に少ないうえに大株主からの借株による調達も困難である場合）にあると認められる場合に限り、約定の取消しを決定する。 ・ 取引参加者からの約定取消しの申請がない場合においても、取引所が必要と認める場合には、取引参加者に対して調達の可能性等に関するヒアリング等を行い、約定を取り消すことができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリングにおいては、取引参加者や関係会社の保有ポジション、大株主等との借株に係る交渉の経緯と見通し、金融機関等との資金調達に係る交渉の経緯と見通し、市場取引等による調達の見通し等について確認し、決済不履行の可能性を検討する。
(7) 約定取消しの有無の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しを決定した場合、取引所は速やかにその内容を公表する。 ・ 公表の内容は、銘柄名、誤発注により決済の履行が極めて困難なため約定取消しとなる旨、約定取消しとなる取引（約定時刻及び約定数量）等とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者には、取り消される取引が特定できるよう、約定番号等を付して通知する。 ・ 取引参加者への約定通知の

項目	内容	備考
<p>(8) 約定取消しの範囲</p> <p>(9) 約定取消しに関する公表後の売買停止及び売買再開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しの範囲は、誤発注が最初に約定した時点から売買停止までに、取引所で行われた全ての取引とする。 ・ 板寄せ時の誤発注の場合には、価格形成に関与した全ての取引を取り消す。 ・ 取引所は約定取消しの有無に関する公表を行った後、約定取消しを行う場合には終日売買停止し、行わない場合には30分経過後に売買を再開する。 ・ 約定取消しを行う場合、翌日に売買を再開するが、その際の基準値段は、誤発注による約定が最初に成立する直前の約定値段（特別気配値段及び当日基準値段を含む。）とする。 ・ 売買再開後の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合においては、売買取引に係る規制措置を実施する。 	<p>システム的な訂正処理は行わない。</p>
<p>3. 約定復活</p> <p>(1) 約定復活に係る基本的な考え方</p> <p>(2) 復活を認める取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しルールが発動し、一度成立した売買が取り消されることにより、その後一定期間内に行った取引の決済資金や決済物件が調達できなくなる場合に限り、誤発注により約定が取り消された投資者を救済する観点から、約定取消しの復活を希望する場合の特別措置として、約定の復活のための売買を認めることとする。 ・ 復活を認める取引は、以下の条件を全て満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該取引の成立から売買停止時までに、同一の委託者（取引参加者において把握可能な原始注文の発注者ごととする。）による連鎖取引（買い約定後の当該銘柄の売付け及び売り約定後の当該売却代金による他の銘柄や商品の買付け。）が成立していること。 ② 取消しが行われたことにより、連鎖取引の決済資金や決済物件が調達できなくなること。（資金や決済物件の残高がある場合は復活の対象としないこととする。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定復活のための売買は、誤発注を行った取引参加者を相手方とし、過誤訂正と同様の方式により執行する。 ・ 株券オプション取引の権利行使に係る売買や信用取引の返済に係る売買（返済期日に限る。）で、取消しにより決済資金や決済物件が

項目	内容	備考
<p>(3) 約定復活の実務的な手続き</p>	<p>③ 委託（取引一任契約に基づく取引及び委託元が証券会社の自己勘定による取引を除く。）による取引であること。</p> <p>④ 復活する取引については、委託者ごとに以下の数量を上限とし、これを越える部分については、復活の対象としない。</p> <p style="text-align: center;">2 千万円</p> <p style="text-align: center;">(10 売買単位未満は切上げ)</p> <p style="text-align: center;">当日の基準値段（板中心値段）×当該銘柄の売買単位</p> <p>・以下の流れで実務的な処理を行う。</p> <p>① 取り消された約定のうち、復活が適切と考えられる取引を行った場合、取引参加者が取引所に対して、復活の必要がある旨申請する。</p> <p>② 約定復活の申請は、売買日翌日の 13 時までとする。</p> <p>③ 取引所では、約定を復活させるかどうかについて取引参加者からの申請や提出書類（注文伝票の写し等）の内容から判断する。</p> <p>④ 復活させることとした取引について、取引所で誤発注当日に行われた取引として、復活の申請を行った取引参加者と誤発注を行った取引参加者の間で執行し、当該取引参加者に通知する。</p> <p>⑤ 当該取引は、過誤訂正と同様の方法により執行する。</p>	<p>調達できなくなる場合も、売買停止時までに連鎖取引を行ったものとみなし、復活の対象とする。</p>
<p>4. その他検討事項</p> <p>(1) 統計データ等の取扱い</p>	<p>・ 取消しの内容に応じて、当日四本値、売買高等の訂正を行いますが、相場報道システムからは訂正情報を配信できないため、別途 FAX 等によりユーザー通知を行う。また、月間・年間ベースの統計は、修正後データにより作成する。</p> <p>・ 株価指数・株価平均等については、当日の株価の終値が異なることとなる場合には、取消し後の株価により株価指数・株価平均等の終値に係る数値のみ再計算する。（ただし、項目によっては当日中の訂正が困難な場合があります。）</p>	<p>・ 約定復活のための売買は、過誤訂正と同様の扱いとする。</p> <p>・ リアルタイムデータの遡及計算は行われぬ。</p>

項目	内容	備考
(2) 損害賠償責任の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定取消しを伴う大規模誤発注については、発注した証券会社に少なくとも重過失があるのが通常と考えられますが、状況によっては、軽過失により大規模な誤発注が生じる可能性もあるため、その場合には免責されるよう、免責規定を設けることとする。 ・ 取引所その他の第三者についても、原則として約定取消しによって生じた損害について賠償する責めを負わない旨の規定を設けることとする。 	
(3) 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り消された売買に係る取引料は課金せず、復活された売買に係る取引料は通常の取引と同様の料率で課金することとする。 ・ 誤発注を行った取引参加者に対して、当該約定取消しの規模に応じ、約定取消しに係る事務手数料を課金することとする。 	
(4) ペナルティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、大規模な誤発注が行われた場合で、取引参加者の社内管理体制に不備がある場合や取引所市場に与えた影響が大きい場合は、処分の対象としてきましたが、誤発注に伴う約定が取り消された場合においても、同様に処分の対象とする。 ・ その際、約定取消しを行った場合は、約定取消しを行わなかった場合に比べ、市場に与えた混乱による影響が格段に大きいと思われるため、処分の有無や内容を決定する際には、こうした点も考慮に入れて検討し、過怠金の賦課や当該取引所の市場における有価証券等の売買等の停止など、当該行為に対して適切と思われる処分を科すこととする。 ・ また、「決済の履行が極めて困難」な状況にはなかったことが事後に明らかになった場合等、虚偽の事由による取消し申請が行われた場合も、処分の対象とする。 	

Ⅲ. 実施時期

平成 19 年秋を目途に実施する。

以 上